

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
中央町	2 12	4 7	中央町	甲 804 16	
			〃	甲 815 16	
〃	2 13	4 8- 1	新町二丁目	乙 1348 2	
〃	2 3	4 8- 2	〃	乙 1347	
			〃	乙 1358	
〃	2 4	4 5- 1	〃	乙 1419 1	
〃	2 5	4 4	白山一丁目	甲 291 3	
〃	2 6	4 2- 1	新町二丁目	乙 1419 1	
〃	2 7	4 2- 2	〃	甲 822 1	
〃	2 8	4 3	〃	甲 822 5	
〃	(後葉に続く) 2 9	4 5- 2	〃	甲 565 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考	
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番		
	(前葉より)		新町二丁目	乙 1419	5	
中央町	2 10	4 6- 1	中央町	甲 805	10	
〃	2 11	4 6- 2	〃	甲 804	15	
〃	10					法第105条第1項により帰属
新町二丁目	1 1	1 23	新町二丁目	甲 583	1	
〃	1 2	1 24	〃	甲 582	3	
〃	1 3	1 25	〃	甲 582	3	
〃	1 4	1 26	〃	甲 582	3	
〃	1 5	1 29- 1	〃	甲 582	1	
〃	1 6	1 29- 2	〃	乙 1346	2	
〃	1 7	1 30- 1	〃	甲 580	5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
新町二丁目	1	8	1 30-2	新町二丁目	甲 580	3	
〃	1	9	1 31	〃	甲 580	6	
〃	1	9	1 31	〃	甲 580	8	
〃	1	9	1 31	〃	甲 582	5	
〃	1	9	1 31	〃	甲 582	7	
〃	1	10	1 32-1	〃	甲 580	2	
〃	1	10	1 32-1	〃	甲 580	4	
〃	1	10	1 32-1	〃	甲 580	15	
〃	1	10	1 32-1	〃	甲 582	10	
〃	1	11	1 32-2	〃	甲 580	1	
〃	1	11	1 32-2	〃	甲 582	6	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
新町二丁目	1	1 2	1 1	新町二丁目	甲 5 8 0	1 3	
				〃	甲 5 8 0	2 3	
				〃	甲 5 8 0	2 5	
〃	1	1 3	1 2	〃	甲 5 8 0	2 2	
〃	1	1 4	1 3	〃	甲 5 8 0	2 1	
〃	1	1 5	1 4	〃	甲 5 8 0	1 0	
				〃	甲 5 8 0	1 2	
〃	1	1 6	1 5	〃	甲 5 8 0	1 4	
				〃	甲 5 8 0	1 6	
				〃	甲 5 8 2	9	
〃	1	1 7	1 6	〃	甲 5 8 0	1 7	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考	
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番			
新町二丁目	1	18	7	1	新町二丁目	甲 579	5	
					"	甲 579	6	
					"	甲 816	7	
					"	甲 816	8	
"	1	19	9	1	"	甲 579	16	
"	1	20	10	1	"	甲 579	7	
					"	甲 579	8	
					"	甲 579	11	
					"	甲 579	12	
					"	甲 579	17	
					"	甲 816	9	
(後葉に続く)								

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町 ・ 丁 目 名	地 番	画 地	町 ・ 丁 目 名	地 番	
	(前葉より)		新町二丁目	甲 816 10	
新町二丁目	1 21	1 11	〃	甲 579 15	
〃	1 22	1 13	〃	甲 579 14	
〃	1 23	1 15	〃	甲 579 13	
〃	1 24	1 17	〃	甲 816 12	
〃	1 25	1 18	〃	甲 579 2	
〃	1 26	1 20	〃	甲 581 2	
〃	1 27	1 21	〃	乙 1418 1	
〃	1 28	1 28	〃	甲 580 7	
			〃	甲 580 19	
〃	1 29	1 22-3	〃	乙 1035 20	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
新町二丁目	1	30	¹ 22-2	新町二丁目	甲 331	1	
〃	1	31	¹ 22	〃	乙 1369	1	
〃	1	32	¹ 27	〃	甲 582	2	
				〃	甲 582	13	
〃	2	1	³ 10	〃	甲 537	12	
〃	2	2	³ 11	〃	甲 537	13	
〃	2	3	³ 12	〃	甲 537	14	
〃	2	4	³ 13	〃	甲 537	8	
〃	2	5	³ 9-2	〃	甲 537	6	
〃	2	6	³ 9-1	〃	甲 583	1	
〃	2	7	³ 8	〃	甲 584	1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
新町二丁目	2	8	3 7	新町二丁目	甲 558		
〃	2	9	3 6	〃	甲 556	1	
〃	2	10	3 5	〃	乙 1355	1	
〃	2	11	3 4	〃	乙 1356	1	
				〃	乙 1357	1	
〃	2	12	3 3	〃	乙 1359	2	
〃	2	13	3 1	〃	甲 330	5	
〃	2	14	3 2	〃	甲 569	2	
				〃	乙 1361	2	
〃	3	1	7 9	〃	乙 1366	1	
〃	3	2	7 10	〃	甲 330	3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
新町二丁目	3	3	新町二丁目	乙 1366	3
				乙 1367	1
				乙 1367	4
〃	3	4	〃	乙 1367	2
				乙 1367	3
				乙 1367	5
〃	3	5	〃	乙 1367	6
〃	3	6	〃	甲 567	2
〃	3	7	〃	乙 1035	1
				乙 1035	6
				乙 1035	7
	(後葉に続く)				

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		新町二丁目	乙 1035 8	
			〃	乙 1035 10	
新町二丁目	3 8	7 1- 1	〃	甲 572 1	
〃	3 9	7 1- 2	〃	乙 1043 3	
〃	4 1	7 4	〃	乙 1035 2	
〃	4 2	7 5	〃	甲 571 5	
〃	4 3	7 6- 1	〃	甲 571 4	
〃	4 4	7 6- 2	〃	甲 571 1	
〃	4 5	7 7	〃	甲 571 3	
〃	4 6	7 8- 1	〃	甲 570 1	
〃	(後葉に続く) 4 7	7 8- 2	〃	甲 570 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換地処分後の土地		街区	従前の土地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		新町二丁目	甲 570 3	
新町二丁目	4 8	6 1	〃	甲 573	
			〃	乙 1363 1	
〃	4 9	6 2	〃	乙 1366 1	
〃	4 10	6 3	〃	乙 1365	
〃	4 11	6 4	〃	甲 569 1	
			〃	乙 1361 1	
〃	5 1				法第105条第3項により帰属
〃	5 2	5-2 1-2	新町二丁目	乙 1362	
〃	5 3	5-2 1-1	〃	甲 567 1	
〃	6 1	4 1	〃	甲 822 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
新町二丁目	6 2	4 1 2	新町二丁目	乙 1 4 1 9 4	
〃	6 3	4 1 1	〃	甲 8 1 7 1	
〃	6 4	4 1 0	中央町	甲 8 1 5 1 4	
			新町二丁目	甲 8 1 5 2	
〃	6 5	4 9	中央町	甲 8 1 5 1 2	
〃	7 1	2 5	新町二丁目	甲 5 8 0 1 8	
			〃	甲 5 8 2 4	
			〃	甲 5 8 2 1 1	
〃	7 2	2 6	〃	乙 1 3 4 5 1	
〃	7 3	2 7- 1	〃	乙 1 3 4 5 1	
〃	7 4	2 7- 2	〃	乙 1 3 4 6 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
新町二丁目	7 5	2 8	新町二丁目	甲 572 1	
〃	7 6	2 9- 1	〃	甲 580 9	
〃	7 6	2 9- 1	〃	甲 580 20	
〃	7 6	2 9- 1	〃	甲 582 12	
〃	7 6	2 9- 1	〃	乙 1348 1	
〃	7 7	2 9- 2	〃	甲 567 2	
〃	7 8	2 9- 4	〃	乙 1035 19	
〃	7 9	2 1	〃	乙 1360 3	
〃	7 10	2 2	〃	甲 580 5	
〃	7 11	2 3	〃	甲 566 1	
〃	7 12	2 4- 1	〃	乙 1035 3	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換地処分後の土地		街区	従前の土地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
新町二丁目	7 13	2 4- 2	新町二丁目	乙 1035 17	
〃	7 14	2 4- 3	〃	乙 1035 18	
〃	7 15	2 4- 4	〃	甲 572 1	
〃	7 16	2 4- 6	〃	甲 572 1	
〃	7 17	2 4- 5	〃	乙 1418 1	
〃	10				法第105条第1項により帰属
〃	11				法第105条第3項により帰属
〃	12				法第105条第3項により帰属
〃	13				法第105条第3項により帰属
〃	14				法第105条第1項により帰属
〃	15				法第105条第3項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
新町二丁目	16						法第105条第3項により帰属
〃	17						法第105条第1項により帰属
白山一丁目	1	1	8 3	新町二丁目	甲 572	5	
〃	1	2	8 4	白山一丁目	2997	2	
〃	1	3	8 5	〃	2996	5	
〃	1	4	9 3	〃	2996	1	
				〃	2996	3	
〃	1	5	9 5	〃	2994	3	
				〃	2995	4	
〃	1	6	9 6	〃	甲 323	2	
				〃	甲 323	5	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換地処分後の土地		街区	従前の土地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
白山一丁目	1 7	9 7	白山一丁目	甲 324 1	
〃	1 8	9 8	〃	甲 327 5	
〃	1 9	9 9	〃	甲 327 6	
〃	1 10	12 3	〃	甲 327 4	
〃	1 11	12 4	〃	甲 328 3	
〃	1 12	12 5	〃	甲 327 1	
〃	1 13	12 6	〃	甲 329 1	
〃	1 14	12 7	〃	甲 328 6	
〃	1 15	12 1	新町二丁目	甲 572 1	
〃	1 16	12 2	〃	乙 1359 4	
〃	1 17	11 1	白山一丁目	甲 326 1	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換地処分後の土地			街区	従前の土地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
白山一丁目	1	18	11 2	新町二丁目	甲 822	1	
〃	1	19	11 3	白山一丁目	甲 325	2	
〃	1	20	11 4- 1	新町二丁目	乙 1359	5	
〃	1	21	11 4- 2	〃	乙 1359	1	
〃	1	22	11 5	〃	乙 1359	3	
〃	1	23	8 2- 2	白山一丁目	2997	7	
〃	1	24	8 2- 1	〃	2990	3	
				〃	2991	5	
				〃	2992	5	
				井野一丁目	2992	4	
				〃	3000	8	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換地処分後の土地		街区	従前の土地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
白山一丁目	1 25	8 1	白山一丁目	2992 1	
〃	1 26	10 3	新町二丁目	甲 572 3	
〃	1 27	10 2	白山一丁目	2991 1	
〃	1 28	10 1	新町二丁目	甲 572 4	
〃	1 29	9 2- 3	白山一丁目	甲 324 9	
〃	1 30	9 2- 2	〃	甲 324 7	
			〃	甲 324 10	
〃	1 31	9 2- 1	〃	甲 324 1	
〃	1 32	9 1	新町二丁目	乙 1360 2	
〃	2 1	13 3	白山一丁目	甲 328 1	
	(後葉に続く)		〃	甲 328 9	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
	(前葉より)		白山一丁目	甲 328 10	
			〃	甲 329 3	
			〃	甲 329 4	
			〃	甲 329 6	
			〃	甲 329 8	
白山一丁目	2 2	13 5	〃	乙 1027 2	
〃	2 3	13 1-2	〃	甲 291 1	
〃	2 4	13 1-3	〃	甲 291 4	
〃	2 5	13 1-1	〃	甲 291 1	
〃	2 6	13 2	新町二丁目	甲 572 2	
〃	2 7	14 3	白山一丁目	乙 1028 2	

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考	
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番			
白山一丁目	2	8	14 1-2	白山一丁目	甲	296	1	
				〃	甲	296	2	
〃	2	9	14 1-1	〃	甲	295	1	
〃	2	10	14 2-1	〃	甲	328	5	
〃	2	11	14 2-2	〃	甲	328	11	
〃	10							法第105条第1項により帰属
〃	11							法第105条第3項により帰属
〃	12							法第105条第3項により帰属
〃	13							法第105条第3項により帰属
〃	14							法第105条第1項により帰属
〃	15							法第105条第3項により帰属

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考	
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番		
白山一丁目	16				法第105条第1項により帰属	
〃	17				法第105条第1項により帰属	
			中央町	2	2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 804	11	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 804	14	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 805	2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 805	3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 805	4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 805	5	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 805	6	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 813	10	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			中央町	甲 815 5	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 815 15	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 816 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 820 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 821 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 821 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 821 5	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 821 6	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1369 8	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1370 3	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1418 2	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			新町一丁目	甲 527 3	法第105条第2項により消滅
			新町二丁目	7	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 330 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 330 6	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 330 7	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 331 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 331 5	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 481 6	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 565 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 566 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 569 3	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			新町二丁目	甲 569: 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 569: 5	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 569: 6	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 571: 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 572: 6	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 577: 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 578: 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 579: 10	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 580: 11	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 582: 8	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 584: 3	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			新町二丁目	甲 816 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 817 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 817 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 822 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 822 4	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1345 2	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1346 3	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1354 5	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1355 6	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1360 1	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1360 4	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			新町二丁目	乙 1360 5	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1360 6	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1361 3	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1361 4	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1361 5	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1361 6	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1363 2	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1364 1	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1364 2	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1366 2	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1367 7	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			新町二丁目	乙 1419 2	法第105条第2項により消滅
			白山一丁目	甲 291 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 322 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 322 1	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 322 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 322 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 322 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 323 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 323 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 324 4	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 324 5	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地		街 区	従 前 の 土 地		備 考
町・丁目名	地 番	画 地	町・丁目名	地 番	
			白山一丁目	甲 324 6	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 327 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 327 3	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 328 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 329 2	法第105条第2項により消滅
			〃	甲 574 2	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1015 8	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1016 3	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1016 4	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1016 7	法第105条第2項により消滅
			〃	乙 1026 7	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
				白山一丁目	乙 1027	3	法第105条第2項により消滅
				〃	2993		法第105条第2項により消滅
				〃	2994	1	法第105条第2項により消滅
				〃	2994	2	法第105条第2項により消滅
				〃	2995		法第105条第2項により消滅
				〃	2995	1	法第105条第2項により消滅
				〃	2995	2	法第105条第2項により消滅
				〃	2995	3	法第105条第2項により消滅
				〃	2996	2	法第105条第2項により消滅
				〃	2996	4	法第105条第2項により消滅
				〃	2997	5	法第105条第2項により消滅

【 新 旧 地 番 対 照 表 】

換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	従 前 の 土 地			備 考
町・丁目名	地 番		画 地	町・丁目名	地 番		
				白山一丁目	2997	8	法第105条第2項により消滅
				井野一丁目	2997	4	法第105条第2項により消滅
				〃	2997	9	法第105条第2項により消滅